

◆税理士による  
無料税務相談所

◆次の方は刈谷税務署で申告  
してください



①高浜工コハウス 2階講義室  
※e-taxによる申告相談を行っています。利用者認識番号、暗証番号がわかる場合は、持参してください。

②住宅借入金等特別控除を受ける方  
(平成27年中に入居され今回初めて住宅借入金等特別控除の申告をする方)

③個人事業者の消費税および地方消費税を申告する方  
④贈与税を申告する方  
⑤山林所得を申告する方

対象

①給与所得者および年金受給者の方  
②前年分の所得金額(青色申告特別控除前または事業専従者控除前)が300万円以下の方  
③消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成25年分)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ②に該当する方

とき

2月16日(火)～22日(月)  
午前9時30分～正午  
午後1時～4時



◀高浜市ふるさと応援寄付金謝礼品(家紋瓦)



NPO法人▶  
ふれ愛・  
ぼーと

寄付金控除

◎ふるさと納税制度の改正

①特例控除額の上限が、個人住民税所得割額の約1割から2割に却された方・過年度分申告のある方(確定申告書のB様式の方)

※所得税も2割になつたわけではありません。  
②もともと確定申告が不要な給与所得者などの場合、平成27年4月1日から、寄付先が5自治体以内であれば確定申告が必要に。  
※ただし、平成27年4月以前に寄付した場合は、確定申告が必要です。

※ふるさと納税制度の改正により、確定申告が不要になるというわけではありません。同一自治体へ複数回寄付した場合は、その都度申請書の提出が必要です。  
※状況によって、確定申告の方が簡単な場合もあります。

◎市が条例で指定したNPO法人

市が条例で個別指定したNPO法人への寄附金は、住民税の控除の対象となります。所得税の控除対象とはなつていなかったため、住民税の税額控除を受ける場合は、確定申告とは別に高浜市への申告が必要です。